

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 31 年 3 月 19 日(火) 号外第 26 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **教委規則** 平成31年4月1日の教育委員会規則の整備等に関する規則（2）（教育総務課）・・・2
鳥取県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（3）（高等学校課）・・・7

教育委員会規則

平成31年 4月 1日の教育委員会規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成31年 3月19日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

鳥取県教育委員会規則第2号

平成31年 4月 1日の教育委員会規則の整備等に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本庁及び課内室並びに本庁機関の内部組織の設置)</p> <p>第3条 本庁として別表第1の第1項から第3項まで、第5項から第9項まで、第11項及び第13項の左欄に掲げる課を置き、本庁の各課にそれぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <p>2 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号。以下「教育センター規則」という。)第3条第1項、鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「図書館規則」という。)第2条第1項又は鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号。以下「博物館規則」という。)第2条第1項の規定により各本庁機関に設置された内部組織は、それぞれ別表第1の第4項、第10項及び第12項の右欄に掲げるとおりである。</p> <p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課 (1)～(8) 略 <u>(9) ユネスコ活動に関すること。</u> <u>(10)</u> 略 <u>(11)</u> 略 <u>(12)</u> 略 <u>(13)</u> 略 <u>(14)</u> 略 <u>(15)</u> 略 <u>(16)</u> 略 <u>(17)</u> 略</p>	<p>(本庁及び課内室並びに本庁機関の内部組織の設置)</p> <p>第3条 本庁として別表第1の第1項から第3項まで、第5項から第9項まで、第11項、<u>第12項及び第14項</u>の左欄に掲げる課を置き、本庁の各課にそれぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <p>2 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号。以下「教育センター規則」という。)第3条第1項、鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「図書館規則」という。)第2条第1項又は鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号。以下「博物館規則」という。)第2条第1項の規定により各本庁機関に設置された内部組織は、それぞれ別表第1の第4項、第10項及び<u>第13項</u>の右欄に掲げるとおりである。</p> <p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課 (1)～(8) 略 <u>(9)</u> 略 <u>(10)</u> 略 <u>(11)</u> 略 <u>(12)</u> 略 <u>(13)</u> 略 <u>(14)</u> 略 <u>(15)</u> 略 <u>(16)</u> 略</p>

<p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>教育環境課・教育人材開発課 略</p> <p>小中学校課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 児童及び生徒の学力向上に関すること。</u></p> <p>特別支援教育課 略</p> <p>高等学校課</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 生徒の学力向上に関すること。</p> <p><u>(10) 児童及び生徒の英語教育に関すること。</u></p> <p>いじめ・不登校総合対策センター～人権教育課 略</p> <p>体育保健課 略</p> <p>2 略</p> <p>3 図書館及び博物館においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>図書館 略</p> <p>博物館</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 博物館の登録等に関すること。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特に必要があると認めるときは、本庁（課を除く。）に次長、理事監、教育次長又は参事監を、本庁の各課に参事又は課長補佐を、教育人材開発課に教育人材開発主査を、小中学校課に義務教育主査又は社会教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、いじめ・不登校総合対策センターに次長を、社会教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を置くことができる。</p> <p>第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>教育環境課・教育人材開発課 略</p> <p>小中学校課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>特別支援教育課 略</p> <p>高等学校課</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 生徒及び児童の学力向上に関すること。</p> <p>いじめ・不登校総合対策センター～人権教育課 略</p> <p>文化財課</p> <p><u>(1) 文化財の保護に関すること。</u></p> <p><u>(2) 妻木晩田遺跡及び青谷上寺地遺跡の保存及び活用に関すること。</u></p> <p><u>(3) 鳥取県埋蔵文化財センターに関すること。</u></p> <p><u>(4) 鳥取県立むきばんだ史跡公園に関すること。</u></p> <p><u>(5) 文化施設に関すること。</u></p> <p><u>(6) ユネスコ活動に関すること。</u></p> <p>体育保健課 略</p> <p>2 略</p> <p>3 図書館及び博物館においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>図書館 略</p> <p>博物館</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特に必要があると認めるときは、本庁（課を除く。）に次長、理事監、教育次長又は参事監を、本庁の各課に参事又は課長補佐を、教育人材開発課に教育人材開発主査を、小中学校課に義務教育主査又は社会教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、いじめ・不登校総合対策センターに次長を、社会教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を、<u>文化財課に文化財主査を置くことができる。</u></p> <p>第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。</p>
---	---

(1)～(11) 略

第19条 第2条第6項に規定する本庁機関以外の教育機関は、次の表の左欄に掲げる教育機関とし、その内部組織、分掌事務その他の管理運営に関し必要な事項は、それぞれ同表の右欄に掲げる規則により別に定めるものとする。

略	
大山青年の家	鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号）

別表第1（第3条関係）

略	
11 人権教育課	育英奨学室
12 博物館	総務課、美術館整備準備室、学芸課、美術振興課
13 体育保健課	

別表第2（第18条関係）

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県指導改善研修教員審査委員会	教育人材開発課
鳥取県立学校学校評議員会	
鳥取県教職員育成協議会	
略	
鳥取県社会教育委員	社会教育課
略	
鳥取県立図書館協議会	図書館

(1)～(11) 略

(12) 文化財主査 上司の命を受け、文化財に関する専門的事項に係る事務に参画する。

第19条 第2条第6項に規定する本庁機関以外の教育機関は、次の表の左欄に掲げる教育機関とし、その内部組織、分掌事務その他の管理運営に関し必要な事項は、それぞれ同表の右欄に掲げる規則により別に定めるものとする。

略	
大山青年の家	鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号）
埋蔵文化財センター	鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第2号）
むきばんだ史跡公園	鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則（平成22年鳥取県教育委員会規則第2号）

別表第1（第3条関係）

略	
11 人権教育課	育英奨学室
12 文化財課	歴史遺産室
13 博物館	総務課、美術館整備準備室、学芸課、美術振興課
14 体育保健課	

別表第2（第18条関係）

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県指導改善研修教員審査委員会	教育人材開発課
鳥取県立学校学校評議員会	
鳥取県教職員育成協議会	
略	
鳥取県社会教育委員	社会教育課
とっとり県民カレッジ運営委員会	
略	
鳥取県立図書館協議会	図書館
鳥取県文化財保護審議会	文化財課

略	とっとり弥生の王国調査整備 活用委員会 鳥取県銃砲刀剣類登録審査会 略
---	--

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第3条関係) 1 略 2 事務職員をもって充てる職 教育次長・局長・センター長・教育人材開発主査・義務教育主査・高校教育主査・社会教育主査・指導主査・主事・指導主事・管理主事・社会教育主事・文化財主事・健康管理主事 3 略	別表(第3条関係) 1 略 2 事務職員をもって充てる職 教育次長・局長・センター長・教育人材開発主査・義務教育主査・高校教育主査・社会教育主査・指導主査・ <u>文化財主査</u> ・主事・指導主事・管理主事・社会教育主事・文化財主事・健康管理主事 3 略

(教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第3条 教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和55年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(委任) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(21) 略 <u>(22) 略</u> <u>(23) 略</u>	(委任) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(21) 略 <u>(22) 文化財の指定又は解除に関すること。</u> <u>(23) 略</u> <u>(24) 略</u>

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第4条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1)～(6) 略	(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1)～(6) 略

<p>(7) 略</p>	<p>(7) <u>鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により置かれる所長</u></p> <p>(8) <u>鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号）第4条の規定により置かれる所長</u></p> <p>(9) 略</p>
--------------	---

(鳥取県文化財保護条例施行規則等の廃止)

第5条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 鳥取県文化財保護条例施行規則（昭和50年鳥取県教育委員会規則第13号）
- (2) 鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第2号）
- (3) 鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則（平成22年鳥取県教育委員会規則第2号）

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

鳥取県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

平成31年3月19日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

鳥取県教育委員会規則第3号

鳥取県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6の規定に基づき、鳥取県立学校（以下「県立学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、保護者及び地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画並びに支援及び協力を促進し、県立学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成を図ることを目的とする。

(設置)

第3条 鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会の設置が適当と認める県立学校（以下「対象学校」という。）に協議会を置くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針を定める事項)

第4条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校組織の編成に関する事項
- (2) 学校予算の執行に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(学校の運営に関する事項についての意見)

第5条 協議会は、法第47条の6第6項の規定により教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べようとするときは、当該意見を記載した書面を教育委員会又は対象学校の校長に提出するものとする。

2 協議会は、教育委員会に対して前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴いた上で、当該対象学校の校長を経由して行うものとする。

(任命権者に意見を述べることができる事項等)

第6条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項であって、当該対象学校の教育上の課題の解決を図るためのもの（特定の教職員の採用その他の任用に関するものを除く。）
- (2) 対象学校の校長が意見を求める事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が意見を求める事項

2 協議会は、法第47条の6第7項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、当該意見を記載した書面を教育委員会に提出するものとする。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15名以内とする。

2 教育委員会は、委員を任命しようとするときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、任命の日以後の最初の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員の解任)

第9条 教育委員会は、委員が次のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (3) 職務を怠ったとき。
- (4) 第13条の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、当該委員に対してその理由を書面で示さなければならない。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、対象学校の校長が招集することができる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、議事を妨げる行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(指導及び助言)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況に関する的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、当該対象学校の協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供に努めるものとする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、各対象学校において処理する。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。